

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」の一部改正について

令和6年2月15日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-ビルクリーニング分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.5	第1 特定技能外国人が従事する業務	(新設)	<p>【その他業務関係】</p> <p>○ 当該特定技能外国人が従事できる業務の内容は、厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）において定めています。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html）</p>
2	P.9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)	(登録) 第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。 一 建築物における清掃を行う事業 二～七 (略) 八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測	(登録) 第十二条の二 次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。 一 建築物における清掃を行う事業 二～七 (略) 八 建築物における清掃、空気環境の調整及び測

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			<p>定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 登録の有効期限は、六年とする。</p> <p>5 (略)</p>
3	P.10	○4つ目	<p>(略)</p> <p>なお、「現場を管理する者としての実務経験」とは、作業管理、労務管理、安全衛生管理等の業務に従事している経験であり、具体的には厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）において定めます。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html）</p>	<p>(略)</p> <p>なお、「現場を管理する者としての実務経験」とは、作業管理、労務管理、安全衛生管理等の業務に従事している経験であり、具体的には協議会において定めます。詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09221.html）</p>
4	P.12	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 告示第2条	<p>ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(略)</p> <p>二 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協</p>	<p>ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(略)</p> <p>二 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会</p>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			<p>議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。ただし、1号特定技能外国人を受け入れていない機関にあっては、1号特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。 (略)</p>	<p>(以下この条において「協議会」という。)の構成員であること。 (略)</p>
5	P.13	○2つ目	<p>○ 特定技能外国人を、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所で受け入れることが要件の一つとなっています。登録は特定技能所属機関の法人単位では無く、営業所単位でなされます。登録は都道府県知事が行いますので、登録の手続きについては、営業所の所在地を管轄する都道府県生活衛生担当部署にお問い合わせください。</p>	<p>○ 特定技能外国人を、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所で受け入れることが要件の一つとなっています。登録は特定技能所属機関の法人単位では無く、営業所単位でなされます。登録は都道府県知事が行いますので、登録の手続きについては、営業所の所在地を管轄する都道府県生活衛生担当部署にお問い合わせください。なお、当該登録は、建築物衛生法第12条の2第4項により有効期限が6年と定められています。継続して特定技能外国人を受け入れる場合は、更新することが当然に必要であり、更新されなかった場合は、要件を満たさないこととなります。</p>
6	P.13	○3つ目	<p>○ 初めてビルクリーニング分野の1号特定技能外国人を受け入れた場合には、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に、厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。</p>	<p>○ ビルクリーニング分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人に係る在留諸申請の前に、厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会に加入し、加入後は、協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。</p>

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			○ 入国後4か月以内に協議会に加入していない場合には、1号特定技能外国人の受入れができないこととなります。	(削除)
7	P.13	【確認対象の書類】 ○1つ目	○ 協議会の構成員であることに関するものとして次のいずれか ・ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書(「ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2-1号)」誓約事項5) ・ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書	○ ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書 ※令和6年6月15日より前において、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合は【留意事項】○2つ目を参照してください。
8	P.14	○3つ目	○ 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書(注)(「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)様式第6号)) (注)当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」を提出している場合は提出不要。	○ 特定技能外国人を受け入れる営業所が「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書(注)(「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)様式第6号)) (注)当該登録を受けていることが記載された「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」を提出している場合は提出不要。 ただし、当該登録の有効期限が切れている場合は、当該登録を更新の上、「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書」の再発行が必要。

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
9	P.14	【留意事項】 ○1つ目及び2つ目	(新設) ○ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内にビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ○ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて1号特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及びビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合	○ 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合であっても、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要です。 ○ 令和6年6月15日より前においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内にビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書(改正前の分野参考様式第2-1号)については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて1号特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及びビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
			には当該申請は不許可となることに留意してください。	がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
10	分野 参考様式 第2-1号	【誓約事項】 1.	1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。	1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、建築物内部の清掃であること。
11	分野 参考様式 第2-1号	【誓約事項】 5.	5. 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、1号特定技能外国人を受け入れていない場合であっても、1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。	5. 厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。